

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

3271号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座001110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>



春らんまんの訪れ(鳥取県智頭町)【提供：一般社団法人智頭町観光協会】

もくじ

随 情 政 活

想 報 策 動

吉田会長が令和6年能登半島地震の被災地を訪問……………(2)

国のことも政策と地方公共団体の関わりについて……………(4)

こども家庭庁 長官官房参事官(総合政策担当) 付企画調整係……………(11)

町村ご当地キャラじまん……………(12)

人生の転機……………(長崎県新上五島町長 石田 信明)

写真キャプション

鳥取県の重要文化財「石谷家住宅」では、令和6年4月14日までお雛様展が開催されている。江戸時代中期に建てられた豪農の家で、大きな庭園では四季折々の風情を楽しむ。当時の生活を伝える貴重な資料とともに、歴史あるひな人形から日本の春を感じてみてはいかがだろう。

コラム 歴史文化の地域計画

國學院大學教授 西村 幸夫

2018年の文化財保護法の改正によって、自治体の歴史文化のマスタープランとて、自治体の歴史文化のマスタープランとて

どんな農村においても歴史文化の計画を立てることができる。また、田舎の美しい田園風景は、人と自然が造り出した文化的景観であることは疑いない。文化的景観は、近年では文化財のひとつの類型としてひろく認められている。2023年9月現在、全国で72箇所が重要な景観として国の選定を受けている。この中には、アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観(北海道平取町)、越前海岸の水仙畑(福井県福井市・越前町・南越前町)、智頭の林業景観(鳥取県智頭町)、檜原の棚田及び農村景観(徳島県上勝町)、四万十川流域の文化的景観(高知県津野町・梶原町・中土佐町・四万十町・四万十市)など農山村の景観が中心となっているものも少なくない。

昨年未の段階で、全国139の市町でこの地域計画が文化庁の認定を受けている。さらに同数以上の自治体が策定に向けて動いているという。歴史文化に関心の高い大規模自治体が多くを占めているが、北の北海道(金町・中標津町)から南の香川県(小豆島町・愛媛県松野町)まで、全国の22町においても計画策定を終え、文化庁の認定を受けている。

この地域計画の特色は、地域の歴史文化をいくつかの物語から構成し、それらを地図に落とし込んで、土地の物語として描いている点である。たとえば、どんな田んぼでも灌漑の長い歴史があるので、用水の建設や維持管理の種々の物語をもとに地域を読み解くと、

田舎の美しい田園風景はそれ自体、未指定だとしても文化財のひとつであるとも言える。――そう考えると、町村には未指定の文化財があふれていると見ることもできる。そしてそれらをもとにした魅力的な歴史文化のマスタープランは十分に策定可能なのである。

活 動

全国町村会

吉田会長が令和6年能登半島地震の被災地を訪問

全国町村会の吉田隆行会長（広島県坂町長）は、2月19日及び20日、1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被害を受けた津幡町、内灘町、宝達志水町、中能登町、志賀町、穴水町、能登町（訪問順）の7町を訪問し、災害対応の最前線で指揮をとる町長等を激励した。

各町の訪問には、矢田富郎石川県町長会長（津幡町長）も同行した。

去る1月24日及び25日に関係省庁及び自由民主党に対して緊急要望活動を行ったところであるが、今回、被災地の各町を直接訪問し、さ

らなる要望活動に向けて、町長等から各地域の被災状況の説明を受けるとともに、今後の課題等について意見交換を行った。

各町長からは、「液状化による建物被害が多い地域に対しても、国の十分な支援をお願いしたい」、「半壊の建物が多い地域では、リフォームによる廃棄物が多く発生するため、その処分についても国の支援の対象にしてほしい」、「農地やため池も大きな被害を受けており、その復旧を急がなければならない」、「マンパワ

ーの不足がこれからの大きな課題であるため、人手が必要なところに人的支援が行き届くようお力添えをいただきたい」、「特に土木関係で中長期的な人的支援が必要になるが、来ていただく方が泊まる場所の確保が難しいという問題がある」、「病院や介護施設等のエッセンシャルワーカーの確保のための支援や事業者への経済的な支援が必要である」等の意見が出された。

これらの意見に対し、吉田会長は、「皆さまからお聞きしたことをしっかりと受け止め、国に訴えてまいります。2月下旬に要望活動を予定しており、その中に盛り込んでいく」と応じた。



津幡町 矢田町長・石川県町長会長（左）と面談



内灘町 川口町長（左側手前）と面談



内灘町 液状化被害の現場を視察



宝達志水町 寶達町長（中央）と面談

活 動



中能登町 宮下町長（中央）と面談



宝達志水町 液状化被害の現場を視察



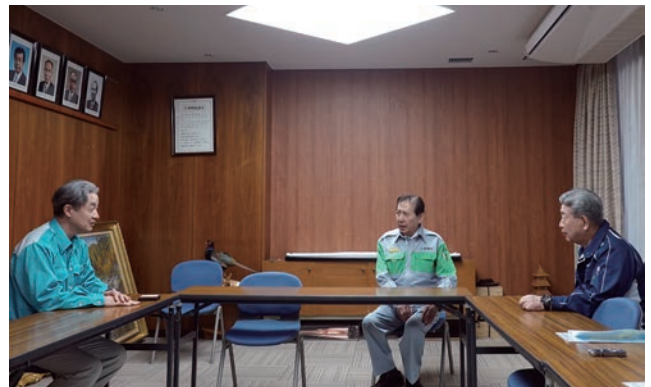
志賀町 避難所を視察



志賀町 稲岡町長（右側手前）と面談



穴水町 土砂崩れの現場を視察



穴水町 吉村町長（左）と面談



能登町 津波被害の現場を視察



能登町 大森町長（中央）と面談

国のこども政策と地方公共団体の 関わりについて

こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当） 付 企画調整係

はじめに

こどもを取り巻く状況は、児童虐待の相談対応件数やいじめ重大事態の発生件数が過去最多（2022年度）、出生数は統計開始以来最少（約77万人（2022年））、合計特殊出生率も過去最低（1・26（2022年））となるなど、大変厳しい状況にあります。

こどもをめぐるこれらの問題を抜本的に解決し、「こどもまんなか」社会を実現していくため、昨年4月に、こども政策の司令塔として、こども家庭庁が発足しました。こども家庭庁は司令塔として、こどもに関する政策の省庁間の縦割りを打破するとともに、こども・若者や子育て当事者の声を聴き、こども・若者の視点に立った政策づくりを進めることを通じて、社会を「こどもまんなか」に変えていくことが使命です。

こども大綱について

昨年12月、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する今後5年間の基本的な方針

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

〇こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

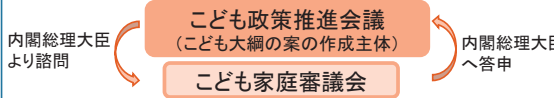
こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）

↓
全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- ライフステージを通じた重要事項
- ライフステージ別の重要事項（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- こども・若者の社会参画・意見反映
- こども施策の共通の基盤となる取組
- 施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的な内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

政 策

や重要事項を一元的に定める我が国初の大綱である「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、全てのこと・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、

②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、

③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、

④良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、

⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、

⑥施策の総合性を確保すること、

・目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めたこと、

こども・若者の視点でわかりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示したこと、

・「こども大綱」の下で具体的に進める施策について、今後、毎年「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求等に反映することにしたこと、

・こども・若者、子育て当事者をはじめとするさまざまな方から、対面・オンライン、チャット、アプリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問等、さまざまな方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックしたことが挙げられます。

こども大綱に基づき、地方公共団体と連携しながら、総合的にこども施策を推進していきます。

自治体こども計画

こども基本法第10条では、このこども大綱を勘案して、都道府県（こども計画、市町村こども計画（以降、自治体こども計画という。）を作成するよう努めることとされています。こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体

の皆さまであり、国と地方公共団体が車の両輪となりながら、地方の実情を踏まえつつ、こども施策を推進していくことが重要です。また、「こども大綱」では、「多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する」とされているとともに、「こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う」とされており、これらを踏まえ、こども家庭庁では、現在2つの支援を行っています。

1つ目は「こども政策推進事業費補助金」です。自治体こども計画を策定する際に必要な調査や、こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、資源量の把握等に係る取組に加え、自治体こども計画の策定に向けた検討会議等の運営等に係る取組に対する経費を支援しております。

2つ目は、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」です。現在、地方公共団体の皆さま向けに、自治体こども計画の策定手順や留意点をまとめたガイドラインを作成しております。ガイドライン作成のた

めの有識者会議では有識者として地方公共団体の職員の方にも入っていただき議論を進めているところであります。今後、全国の地方公共団体の皆さまの意見をいただきながら完成させていく予定です。ガイドラインはこども家庭庁ホームページにて公表予定であるため、参考にしていただければと思います。

「こども計画」として、こどもに関する計画が一体的に策定されることにより、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待できます。こども家庭庁としても前述の支援を通じて、自治体こども計画の策定促進に取り組んでいきます。

こども・若者から意見を聴くことの重要性

こどもまんなか社会の実現に向け、何よりも大切なのは、こども・若者の意見です。こども基本法では、基本理念として、こどもや若者の意見の尊重等が掲げられ、国や地方公共団体に対し、こども施策を進めるに当たってはこどもや若者等の意見を反映するための措置を講ずることが義務付けられています。

政 策

また、こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針の1つとして、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことを掲げており、「こども・若者の社会参画・意見反映」がこども施策を推進するために必要な事項の1つになっております。

これらの趣旨を踏まえ、こども家庭庁では、小学生から20代までのこども・若者からこども政策に対する意見を聴く取組である「こども若者★いけんふらす」を行っています。また、多様な声を施策に反映させる工夫や地方公共団体における取組促進等についての取組を進めているところです。

このうち、地方公共団体等における取組促進については、地方公共団体が、こども施策の実施に当たり、中心的な役割を担っていることを踏まえ、昨年11月には、こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、意見反映のための具体的な取組のポイントや流れ、地方公共団体における先進事例等をお示しするため、加藤鮎子こども政策担当大臣から自治体首長・地方議会議長宛てに書簡を発送するとともに、都道府県知事・指定都市市長宛てにこども家庭庁長官

名で通知を發出いたしました。また、意見聴取の場づくりをはじめとする一連の意見反映プロセスについての相談対応や意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣等を行うことで、好事例を創出し、周辺自治体への横展開を企図して、「こども・若者意見反映サポート事業」を実施してきました。さらに、意見聴取の取組を適切に理解し、実践できるよう行政職員向けのガイドラインの策定を年度内に予定しています。策定後は、当ガイドラインの周知を行っていく予定です。

地域少子化対策重点推進交付金について

また、こども大綱では、こども施策に関する重要事項の1つとして、結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援を掲げています。結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることは大前提ですが、その前提のもとで、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本です。

地域少子化対策重点推進交付金
令和6年度当初予算案 10.0億円 ・ 令和5年度補正予算 90.0億円

地域少子化対策重点推進事業
地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業 (補助率：2/3、3/4)
(補助率3/4で支援するもの)

- 自治体間連携を伴う取組
- AIを始めとするマッチングシステムの高度化
- 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実**
- 客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業**
- 若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー

※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援

結婚支援コンシェルジュ事業 (補助率：3/4)

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援

結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 (補助率：1/2、2/3)
(補助率2/3で支援するもの)

- 自治体間連携を伴う取組
- 地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成**
- 男性の育児取得と家事・育児参画の促進
- 多様な働き方の実践モデルの取組
- 子育て家庭やこどもの触れ合い体験事業**
- ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

結婚新生活支援事業 (補助率：1/2、2/3)
地方公共団体が行う結婚新生活支援事業(結婚に伴う新生活を経済的に支援(家賃、引越費用等を補助)する取組)を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用

- 都道府県主導型市町村連携コース (補助率：2/3)**
都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進
【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円
- 一般コース (補助率：1/2)**
【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円

政 策

その上で、効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、こども家庭庁では、

- ・ 出会いの機会・場の提供
- ・ 結婚・子育てに温かい社会づくり・気運の醸成
- ・ 結婚資金や住居に関する支援

等の地方公共団体が行う少子化対策の取組を、「地域少子化対策重点推進交付金」により支援しています。

本交付金は、地域の少子化対策の取組についてさまざま柔軟に活用いただける交付金となっており、具体的な事業の例としては、地方公共団体の行う結婚支援の取組のほか、ライフプランニング支援の事業、各地域の中高生等が乳幼児とふれあい体験を行う事業等に活用いただくことが可能であり、他にも「結婚新生活支援事業」として、新婚世帯に対する住宅関係費用の補助を行う際にも活用いただけます。

本交付金は、令和5年度補正予算において、前年度と同額の90億円を計上するとともに、令和6年度予算案においても、10億円を計上しており、地方公共団体が安定的に取組を進められるよう措置しております。

引き続き、この交付金も活用し、時代の変化も踏まえつつ、全国津々浦々で効果的な少子化対策の取組を進めてまいります。

おわりに

ご紹介した取組をはじめ、こども・若者、子育て世帯の支援においては、国と地方公共団体と密に連携協力しながら進めることが欠かせません。今後も、より現場に近い地方公共団体の皆さまと密に連携を取りながら、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する気運を高めるべく、それぞれの取組を進めてまいります。

このような取組や交付金をご利用いただきながら、各地方公共団体においても、自治体ごとも計画の作成や、こども・若者の意見反映、少子化対策の取組等を推進していただくようお願いいたします。

お問い合わせ先

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当） 付 企画調整係
電話：03-6860-0115
メール：sougouseisaku.kkaku@chousei@cfa.go.jp

車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「**ご自身のおクルマの補償(車両保険)**」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

- 無事故による割引で新規から**44%(保険料)割引**
 - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに**5%割引**
 - 保険料分割払(12回)も選択可能です。
 - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL **0120-731-087**
FAX **03-3519-7325**

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社

eラーニングを通じた地方支援業務について 令和5年度の実施状況と令和6年度の実施予定 地方公共団体金融機構 地方支援部 調査企画課

1 はじめに

地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)は、地方公共団体の財政運営について「良き相談相手」となることを目指し、「調査研究」、「人材育成・実務支援」、「情報発信」の3つの業務をサービスの柱とする各種の地方支援業務を展開しています。

「人材育成・実務支援」の1つとして、地方公共団体の財政運営などに携わる人材の育成のため、これまでさまざまなテーマで集合研修を行ってきましたが、地方公共団体の中には日程や予算、業務の都合などから集合研修への参加が困難な場合があり、遠隔地や小規模な団体も含め幅広い分野にわたる学びの機会を拡充するため、機構では令和3年度よりeラーニングによる研修に取り組んでいます。

本稿では、機構が取り組んでいるeラーニングの概要と令和5年度の

実施状況及び令和6年度の実施予定についてご紹介します。

2 eラーニングの概要

まず、機構におけるeラーニングの概要についてご説明します。ポイントは次の4点です。

1 点目は、いつでも、どこでも、理解を深めながら繰り返し受講できることです。

研修コンテンツはチャプター機能により受講したいページへ簡単に移動できる仕様となっておりますので、業務によりまとまった時間が取れない方でも可能なときに少しずつ学習を進めることができます。また、再生速度の倍速を選択できるため、受講時間を短縮することができます。隙間時間を利用して効率的に受講することができます。さらに、わかりづらい部分を繰り返し学習することで理解を深めることができ、講義によっては単元の区切りごとにテストを設

けていますので、理解度を確認しながら学習を進めることができます。

2 点目は、無料で受講できることです。

地方公共団体や受講者本人の費用負担はなく、もちろん予算措置も必要ありません。

3 点目は、幅広いテーマの講義を受講できることです。

基本制度に関するもの、地方公会計の活用や公営企業会計の適用といった政策課題に対応した講義や地方公共団体の資金調達・資金運用に関する入門講義など幅広いテーマの講義を配信しています。

4 点目は、団体や課室ごとに申込みを取りまとめる団体管理者を置き、受講管理ができることです。

団体管理者は、管理者画面により自団体の受講者の受講状況を確認することができます。また、研修を修了すると修了証書をプリントアウトすることもできます。これらの機能により、地方公共団体内の職員研修の一環としてご活用いただくことも可能です。

3 令和5年度の実施状況について

4月の人事異動により初めて資金

運用や地方財政などに携わる方に、異動後すぐに研修を受講していただけのように、年度当初から申込みを受け付けました。

令和5年度の講義申込者数は全講義の合計で、延べ約13,300人(令和6年2月末現在)となり、多くの方に活用いただきました。

(1) 研修スケジュール

スケジュールは昨年同様、4月は初任者の方向けに基礎的な講義を中心に配信し、8月以降に順次、令和5年度に実施した集合研修での講義をeラーニング用にコンテンツ化したものや機構開発独自コンテンツを配信しました(図1)。

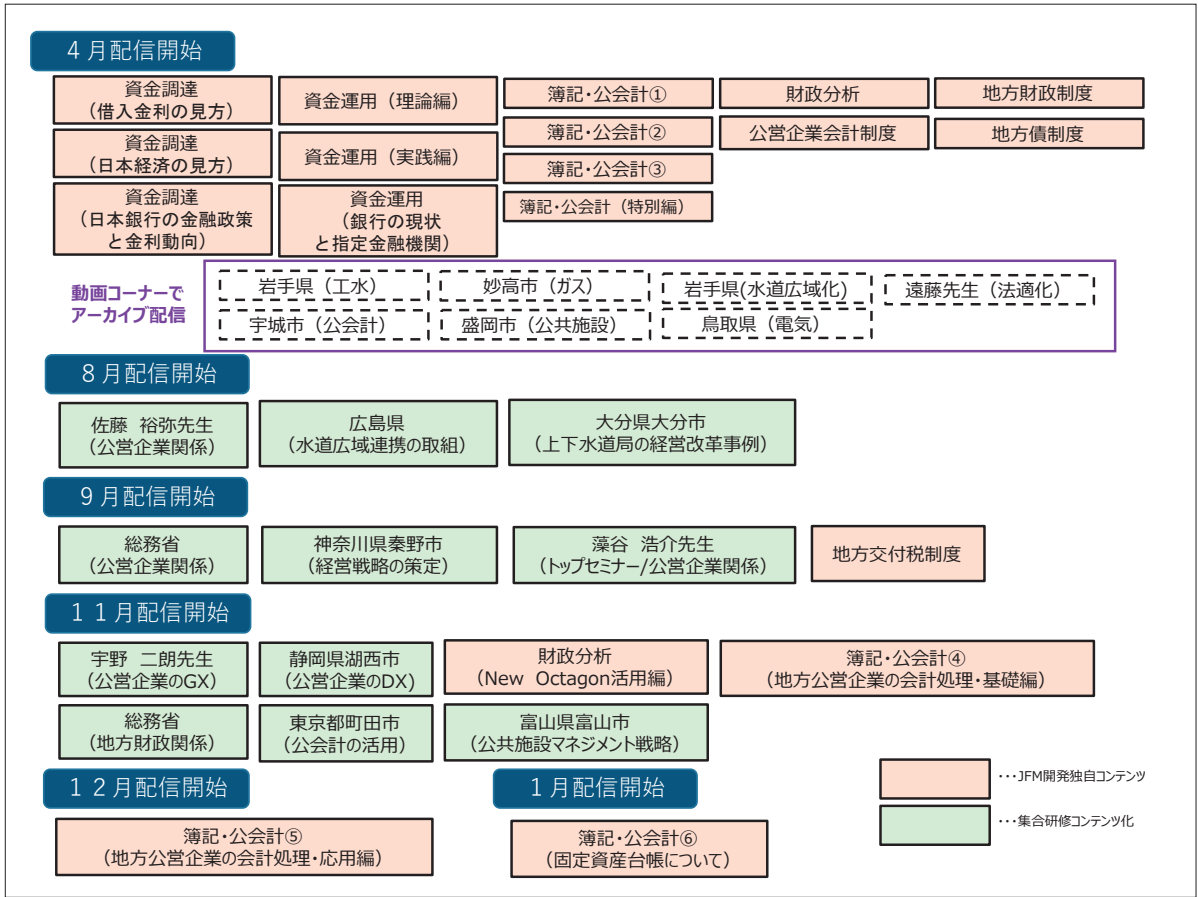
また、令和3年度にアーカイブ化した先進自治体の取組事例に加え、令和4年度に配信した取組事例についてもアーカイブ化し、8月より動画配信を開始しました(図2)。

(2) 配信講義

前年度に引き続き、簿記・公会計に関する講義、地方財政や財政分析に関する講義について新たにコンテンツを追加するとともに集合研修の講義を配信しました。また、金融基礎講座については、部分的に更新を

情 報

図1 令和5年度研修スケジュール



行いました。

図1にある有識者講義及び先進自治体講義のテーマの例は以下のとおりです。

【参考…有識者講義及び先進自治体講義のテーマの例】

- ・「公営企業の新経営手法と戦略的経営と公営企業制度の融合による官民連携およびPDCAサイクルの導入による経営管理」(早稲田大学水循環システム研究所准教授・商学大学院兼任 佐藤 裕弥氏)
- ・「公営企業におけるGXの現状と展望」(北海道大学公共政策大学院教授 宇野 二郎氏)
- ・「広島県の水道広域連携の取組について」(広島県)
- ・「大分市上下水道局の経営改革事例について」(大分県大分市)
- ・「経営戦略の策定(改定)について」(神奈川県秦野市)
- ・「公営企業のDXについて」(静岡県湖西市)
- ・「町田市の新公会計制度」(東京都町田市)
- ・「富士市の公共施設マネジメント戦略について」(富山県富山市)

注…団体名のみものは、当該団体の職員からの講義。

(3)改善点

令和5年度の改善点につきまして、受講者の皆さまからいただいたご意見を踏まえ、利便性の向上を図るため、以下のとおり実施いたしました。

- ・「倍速設定の追加」
 - 4 速度から6速度(0.5、0.7、1.0、1.3、1.5、2.0)に改修し、選択いただける速度を増やしました。
- ・「画質切り替え機能の追加」
 - 受講環境に応じ、快適に受講していただけるよう低画質と高画質の切り替えを可能としました。
- ・「字幕表示機能の追加」
 - 試験的に機構独自コンテンツの一部「地方交付税制度」について、字幕を表示させる機能を追加しました。
- ・「お問合わせ機能の追加」
 - 受講中、疑問に感じたことや意見をすぐに機構に発信する機能を追加しました。

4 令和6年度の実施予定について

令和6年度のeラーニングは令和5年度と同様、配信する講義を一層充実させてまいります。集合研修の

情 報

▶ 図2 アーカイブ配信講義

令和4年度

講義名	自治体名
公会計の活用について	熊本県宇城市
盛岡市の公共施設マネジメントの推進について	岩手県盛岡市
岩手県企業局の工業用水道事業に係る事業統合等について	岩手県
妙高市の公営ガス民営化+上下水道事業のPPP(包括委託)	新潟県妙高市
水道事業の広域化と基盤強化	岩手中部水道企業団
公営企業会計適用の意義と活用法	福島県三春町など
水力発電施設のコンセッション事業について	鳥取県

<参考> 令和3年度

講義名	自治体名
和泊町における公会計の活用について	鹿児島県和泊町
公共施設更新問題への対応について - 秦野市の取組みと日本のハコモノ事情から -	神奈川県秦野市
中空知広域水道企業団経営戦略の策定経過とポイント	北海道中空知広域水道企業団
地方公営企業の適用に係る取組について	兵庫県香美町
宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)について	宮城県
AIを活用した水道管劣化予測について	愛知県豊田市
下水道管路の包括的民間委託について	千葉県柏市

講義に加え、地方財政に関する研修コンテンツを新たに開発し、配信する予定です。

さらに、令和5年度に配信した講

義の一部はアーカイブ化し、後年度においても活用できるようにしていく予定です。

機能面につきましても、講義内容

の聞き直し等が容易にできるように「秒送り(早送り・巻き戻し)機能の追加」を予定しております。

最新の情報は機構のホームページ

の「eラーニングポータルサイト(<https://www.jfm.go.jp/support/e-learning/e-learning.html>)」で発信しますので、ぜひ定期的にご確認ください。

5 おわりに

機構の地方支援業務の特徴は、地方財政や金融に関して専門知識を有する機構職員等が、地方公共団体の立場に寄り添う視点に立って支援を行い、また、先進的な取組を行っている地方公共団体の職員や特定のテーマに知見を有する外部有識者などの外部人材とのネットワークを活用することによって事業内容を充実させることができる点にあると考えています。また、地方支援部の多様な事業を通して、実際に現場で財政運営を担う多くの地方公共団体の職員の方々と接する機会があるため、この現場からのフィードバックを基に、事業内容の改善、充実に努めています。

eラーニングについても、地方公共団体の皆さまのご意見を踏まえて見直し・充実を図りつつ、展開したいと考えていますので、どうぞ積極的かつお気軽にご活用ください。

なお、地方支援業務の詳細は、機構ホームページの「地方支援業務のご案内(<https://www.jfm.go.jp/support/support.html>)」で詳しく紹介しています。eラーニング以外にもさまざまな業務を行っております。ぜひご覧いただき、関心を持たれたものがあれば、左記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

地方公共団体金融機構
地方支援部 調査企画課
〒100-0001-2
東京都千代田区日比谷公園1-3
市政会館
TEL: 03-3539-2676
FAX: 03-3539-2618
E-mail: chihoushen@jfm.go.jp

町村

ご当地キャラじまん

Vol.139

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からピックアップ。

中ブロック



長野県軽井沢町 岐阜県富加町 愛知県幸田町

明るくて元気。軽井沢の森に棲んでいるらしい。イルミネーションが光り輝く冬に、陽が沈んでから現れることが多い伝説の妖精。ブルーのRUZZAちゃん。に出逢えた人は幸運になれるかもしれないと言われている。



軽井沢町ご当地キャラクター

RUZZAちゃん

長野県軽井沢町

軽井沢町のご当地キャラのデザインを広く公募し、全国各地から56点もの応募作品が集まりました。厳正な審査の結果、平成21年(2009年)7月1日にキャラクターが誕生しました。軽井沢町の豊かな山々を基調とし、「浅間山」を模した山に軽井沢町の町花「サクラソウ」をあしらひ、体は清流と風をイメージしたデザインとなっており、さらに愛称の公募も行い、「軽井沢の妖精」や「軽井沢の分身」といった思いを込めて、町名の真ん中の3文字を取って「RUZZAちゃん」と名付けられました。町内のイベントや学校や保育園の行事に参加するなどして、老若男女から親しまれている「RUZZAちゃん」。これからも、明るい笑顔で軽井沢町のPR活動を続けていきます。

富加町マスケットキャラクター

とみばん

岐阜県富加町

平成26年(2014年)、富加町誕生60周年記念でキャラクターデザインを公募し、「とみばん」が誕生しました。富加町特産の古代米のおまんじゅうがモチーフで、上代の男性の髪型「みずら」に、もちもちでぶにぶにのボディがチャームポイントです。背中のマントは、富加町にゆかりのある現存する日本最古の戸籍「半布里戸籍」を模している、胸には町章がデザインされています。毎年11月に開催する「富加町民まつり」には必ず参加し、町民との交流を図り、ぬいぐるみやクリアファイル、ピンバッチ等の「とみばん」グッズも大好評です。「とみばん」が町の魅力を紹介するYouTubeの「とみばんのお癒しTimeチャンネル」では、語尾に「みばん」とつける話し言葉で、富加町のPR活動に励んでいます。



2014年7月1日生まれ。疲れた人たちが癒されるようなほのぼのとした性格。特技は、ぶにぶに。趣味は「YouTubeの配信」。古代米と富加町産の「いちご」が好物。パンダっぽいパンダじゃない。

6月5日、環境の日生まれ。ちよっとおちよちよいな女の子。チャームポイントはくせつ毛。「筆柿」と「三色だんご」が大好き。趣味は、環境にやさしいまち幸田町のPR。好きな言葉は「エコ」。



幸田町マスケットキャラクター

えこたん

愛知県幸田町

幸田町で3つ目となる新駅誘致に合わせ、環境に配慮したまちづくりを進めるために環境に優しい生活意識をPRするキャラクターとして誕生したのが「えこたん」です。平成22年(2010年)にキャラクター名を公募し、「エコ+幸田+タウン」をイメージした「えこたん」に決定しました。キャラクターのモチーフは、国内生産量の95%を占めている幸田町の特産品の「筆柿」です。現在では、幸田町のさまざまな取組のPR活動に携わっており、年齢や性別を問わず町民から愛される存在となっています。幸田町の名産品「長ナス」と「とちおとめ」のキャラクターと一緒に、幸田町の魅力を発信している「えこたん」。これからも町内外のイベント等で活躍を期待しています。

次回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からご紹介します

随 想

この町には働く場所(職種)がない。これは若者が島を離れる理由のひとつです。漠然と都会に憧れていた気がする自分の子ども時代と比べて隔世の感があるのは私だけでしょうか。

私は「この島から出たい」という気持ちだけで何の仕事をするかということは二の次でした。高校から島外に出て、これといった目標も持たず福岡(博多)に住むことしか考えていませんでした。

で「なんでこんな田舎に若者がいっぱい居るんですか」と失礼なことを聞いたところ「皆Uターン組であり、故郷が寂れていくのをみておれず帰って来た」との答えが返ってきました。私は一瞬で酔いが醒め、自分のことしか考えていない己自身を恥じました。それ以来、故郷で何かしたいとの思いになり、卒業時に役場の採用試験を受けたのでした。

町職員になってからは、体育指導員として子どもから高齢者まで関わ

すれば食べていける」と楽観視できていた気がします。大阪万博の入場券が飛ぶように売れ、万博会場は建設ラッシュで沸いていたことから、明るい未来を想像できる世の中であった気もします。

新上五島町は、2004年8月1日に若松、上五島、新魚目、有川、奈良尾の5町が合併して誕生した町であります。合併当初の住基人口は26,828人で、合併後20年間で約1万人が減少する見込みです。



人生の転機

長崎県新上五島町長

石田 信明

そんな私の転機となったのは、大学でサイクリング部に入り自転車であちこち巡っている中で、耶馬溪から湯布院に向かう途中立ち寄ったときの地元青年団との交流でした。境内地の端っこでのテント泊許可をもらおうとしたら「今日の祭り(御神輿担ぎ)を手伝うならOK」ということでしたので、元来お祭り好きであるため喜んで一員に加えてもらい、その後の直会にも参加させてい

ただきました。そのとき酔った勢いで「なんでこんな田舎に若者がいっぱい居るんですか」と失礼なことを聞いたところ「皆Uターン組であり、故郷が寂れていくのをみておれず帰って来た」との答えが返ってきました。私は一瞬で酔いが醒め、自分のことしか考えていない己自身を恥じました。それ以来、故郷で何かしたいとの思いになり、卒業時に役場の採用試験を受けたのでした。

5町の1955年国勢調査人口56,784人と比較すれば約4万人がこの島から居なくなることになります。人口減少の推移をみれば、遞減傾向を示していた総人口は高度経済成長期の後半に大きく減少しており、その後、産業就業人口も第一次産業と第二次産業が逆転していますので、経済構造の変化による影響があったことも窺えます。

今は、デジタル化の進展もありコロナ禍を経て田園回帰の傾向もある

ようです。人々の生き方を含めて時代が大きな変化を見せるときかもしれません。少子高齢化が進行し、消滅可能性都市のひとつとして指摘される状況にあります。明るい兆しも見えます。長年取り組んできた小・中学校での「ふるさと教育」により、この島の歴史文化を知ることや地域住民との触れ合いを通して豊かな心が育まれるほか、高校での地域探求学習等により、生徒たちが島の課題を見つめ解決策を考え具体的に提案・実践するなど、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、継承・発展させようとする人づくりが進展していることに希望を感じています。人づくりがまちづくりの基盤であり、未来のために島内外でふるさとの振興に尽力してくれることを期待しています。

本町には、日本遺産と世界遺産の構成資産がありますが、日本遺産の国境の島が紡いだストーリーのひとつとして山王山をはじめとする遺唐使由来の史跡が多く、先祖や地域の言い伝えを大切に護り継いできた証として伝教大師銅像も建立されています。

未来を担う子どもたちには「一隅を照らす」という伝教大師最澄様の教えのとおり各自が自らの持ち場をしっかりと守り、さまざまな経験の中から人生の転機となる貴重な体験をしてほしいと願っています。